

## 第4章 教育活動の推進

# 政治的教養の教育

各学校においては、教育基本法第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところである。平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養の教育を推進する必要性はさらに高まっている。

### 1 政治的教養の教育について

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものである。小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる資質を養うよう教育の充実を図ることが重要である。

また、政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要である。

### 2 高等学校等における政治的教養の教育について

（高等学校等とは、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校のことである。）

#### （1）国家・社会の形成者として求められる力

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い21世紀において活用できる汎用的な力であり、これらを育むためには、学校教育全体を通じて、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、学習したことを活用して解決策を考える学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学びに取り組むことが重要である。

#### （2）政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

政治的教養の教育は、学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にしたうえで、系統的、計画的な指導計画を立てて実施することが重要である。また、教科においては公民科の指導が中心となるが、総合的な学習（探究）の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うことが求められる。

##### ① 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（以下、「副教材」という。）及び同指導資料は、各校で教科書等を活用して行われる政治的教養の教育を一層充実させることを目的として作成されたものである。これらは、公民科を担当する教員だ

けでなく、全ての教員の指導で活用することが期待されている。したがって、指導に当たっては、副教材を位置付けた年間指導計画が必要となる。年間指導計画作成時の配慮事項は次のとおりである。

- 公民科の科目「現代社会」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定しておくこと。
- 総合的な学習（探究）の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと。
- 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと。

## ② 実践的な教育活動の例

生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるようにするには、具体的かつ実践的な指導を行うことが必要である。副教材では、次の四つの実践的な教育活動が紹介されている。

- 模擬選挙（１）（副教材 pp. 52～61）架空の候補者を設定し実施するもの
- 模擬選挙（２）（副教材 pp. 62～71）実際の選挙に伴い実施するもの
- 模擬請願（副教材 pp. 72～76）地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの
- 模擬議会（副教材 pp. 78～89）議会における討論を経験するもの

## ③ 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第 14 条第 2 項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないように、次の点に配慮して取り組むことが求められる。

- 一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。
- 個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

生徒による選挙運動及び政治的活動については、平成 27 年 10 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長（通知）「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」における「第 3 高等学校等の生徒の政治的活動等」の事項に十分留意する必要がある。

## 【参考】

- 平成 27 年 7 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長（依頼）「公職選挙法の一部を改正する法律の公布について」
- 平成 27 年 10 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長（通知）「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
- 平成 27 年 9 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課（事務連絡）「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」
- 高等学校等における「政治的教養の教育」の手引 ～有権者として求められる力を育むために～（平成 29 年 12 月 広島県教育委員会）